

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施します。

令和 5年 11月 20日

社会福祉法人清流会
理事長 関本 功

1. 一般競争入札に付する事項

- (1)件名 特別養護老人ホーム清流園 非常用発電機設置工事
- (2)場所 千葉県市原市勝間下五反目 337 番 2
- (3)工事期限 令和 6年 1月 4日 ~ 令和 6年 3月 22日
- (4)建設工事の種類 電気工事
- (5)工事の概要 特別養護老人ホーム清流園への非常用発電機設置工事
125kVA 20KVA 新設 2台
上記に伴う、電気設備工事 一式

(6) 予定価格等

本工事は、予定価格の事後公表対象案件である。

最低制限価格 設定なし

(7) 入札の方法

一般競争入札

(8) 問い合わせ先

〒290-0174

千葉県市原市勝間下五反目 337 番 2

社会福祉法人清流会 特別養護老人ホーム清流園 担当 施設長 小山史樹

電話番号 0436-75-6666

FAX番号 0436-75-6220

電子メールアドレス s_seiryukai@aroma.ocn.ne.jp

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 一般建設業又は特定建設業の許可（電気工事業）を受けている者
- (2) 地方自治体の建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の公告の日から落札日までの間に受けていない者
- (3) 地方自治体の暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を、本工事の公告の日から落札日までの間に受けていない者
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規程のほか、次の各号に該当しない者。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札日前 6 箇月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

3. 入札参加申請

本工事の入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加のための申請を行わなければならない。

- (1) 申請期間 令和 5年 11月 20日 午前 9時 00分 から 令和 5年 12月 5日 午後 4時 00分 まで
(土日、祝祭日を除く)
- (2) 提出先 上記 1 (8) に持参又は郵送（必着）FAX又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出書類
 - ① 建設業許可通知書の写し
 - ② 非常用発電機メーカー発行の供給証明書 ※工事期間内に納入出来る証明

- (5) 入札参加資格の確認結果通知

令和5年12月6日に入札参加資格確認結果通知書により通知（発送）する。

4. 契約条項等を示す場所

本工事に係る契約書案、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の配付等は、次のとおり行う。

(1) 設計図書等の配付

入札参加資格が有ると認められた者に、入札参加資格確認結果通知書と併せて、令和5年12月6日に郵送により配付する。

(2) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、社会福祉法人清流会特別養護老人ホーム清流園施設長あてに書面により提出すること。

① 提出期間 令和5年12月13日の午後4時まで（必着）

② 提出先 上記1（8）

③ 提出方法 書面（書式自由、ただし規格はA4判。）は、持参、郵送、FAX又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。
なお、書面には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

③ 回答方法 質問に対する回答は、令和5年12月15日の午後4時までに、すべての入札参加資格を有する者に電子メールにより行う。

5. 入札保証金 免除

6. 入札及び開札

(1) 入札の執行

資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとする。また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。

第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行う。

なお、再度入札の回数は1回とし、再度入札においても内訳書の添付を必要とする。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

① 日時 令和5年12月19日 午前11時（午前10時30分より受付開始）

② 場所 社会福祉法人清流会 特別養護老人ホーム清流園 会議室

(3) 入札書の提出方法

入札参加者は、上記（2）の日時及び場所において入札書を提出するものとする。

(4) 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

(5) 工事費内訳書の提出

① 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。

② 工事費内訳書は、次の各号に定める事項を備えていること。

・ 入札参加者名、工事名及び工事場所。

・ 工事費の内訳となる各項目（内訳細目まで）に対応した数量、単位、単価及び金額。

③ 工事費内訳書は、封書にし、持参により第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出しなければならない。

④ 次の各号に該当した場合、重大な不備があるものとして、入札を無効とする。

・ 工事費内訳書の提出がない場合。

・ 工事費内訳書とは無関係な書類である場合。

・ 工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事場所の記載がない場合。

・ 工事費内訳書に押印が欠けている場合。

・ 工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合。

・ 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合。ただし、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取り扱うものとする。（以下、同じ。）

・ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額と工事価格とが異なる場合。

・ 工事費内訳書の工事価格と入札額が異なる場合。

⑤ 落札者の工事費内訳書は受領し、落札者以外の工事費内訳書は返却する。

(6)入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

なお、地方自治体の建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けた者の行った入札又は地方自治体の暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けた者の行った入札は無効とする。

(7)その他

① 入札参加者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

② 入札書、誓約書及び委任状には、工事名及び工事場所を入札参加資格確認結果通知書の記載に従い記入すること。

③ 入札者が、代理人である場合においても、誓約書及び入札書には代表印を押印すること。

④ 誓約書及び代理人が入札を行う場合の委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
なお、委任状は、代理人の印では修正できない。

⑤ 入札を希望しない場合は、参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出すること。

7. 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内の入札を行った者を落札者とする。

落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

8. 契約の締結

落札者は、落札決定の日から 5 日以内に契約を締結しなければならない。

契約書案は、設計図面及び仕様書と併せて、令和 5 年 12 月 20 日に郵送により配付する。

9. その他

(1)資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2)資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(3)提出された資格確認資料は、返却しない。

(4)提出された資格確認資料を公表し、また無断で他の目的に使用することはしない。

(5)入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、または中止することがある。

この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。

10. 問い合わせ先

〒290-0174

千葉県市原市勝間下五反目 337 番 2

社会福祉法人清流会 特別養護老人ホーム清流園 担当 施設長 小山史樹

電話番号 0436-75-6666

FAX 番号 0436-75-6220

電子メールアドレス s_seiryukai@aroma.ocn.ne.jp